

きょうとふ きんきゅうじたい とく 京都府の 緊急事態の 取り組み

きょうとふ きんきゅうじたい とく くないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

1. できるだけ ^{いえ} 家に いてください
2. ^{いべんと} イベントなどを しないでください
3. ^{みせ たてもの} 店や 建物の ^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短くする ^し お知らせ
4. ^{しごと} 仕事へ ^い 行くこと など ^{かいしゃ} 会社や ^{みせ} お店をしている ^{ひと} 人への ^{ねが} お願い
5. ^{でんしゃ} 電車や ^{ばす} バスなどの ^{かいしゃ} 会社への ^{ねが} お願い

^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短く することなどへの ^{おうえん} 応援

^{だいがく} 大学・^{こうとうがっこう} 高等学校・^{ちゅうがっこう} 中学校などへの ^{ねが} お願い

きょうとふ
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい と く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I ち い き きょうとふ
地域 京都府

II き かん ねん がつ にち がつ にち
期間 2021年5月12日～5月31日

III ねが
お願いすること

1. できるだけ 家^{いえ}に いてください

2. イベント^{いべんと}などを しないでください

3. みせ たてもの あ じ かん みじか
店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

4. しごと い かいしゃ みせ ひと ねが
仕事へ 行くこと など 会社や お店をしている人への お願い

5. でんしゃ ばす かいしゃ ねが
電車や バスなどの 会社への お願い

IV あ じ かん みじか おうえん
開けている 時間を 短くする ことなどへの 応援

Ⅲ お願いすること

1 できるだけ家に いてください

(国の法律 (特措法第45条第1項) に 合わせた お願い)

- 特に 午後8時から 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家に いてください。
- 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動すること。
- 次の (1)～(3)の 店には 行かないで ください。
 - (1) 新型コロナウイルスに ならないために することが しっかりと 守られていない 店など
 - (2) 店を閉める お願い
 - (3) 開けている 時間を 短くする お願いが 守られていない 店など
- 京都府の 外へは できるだけ 行かないで ください。
- 路上・公園などで 皆で 集まって お酒を 飲むことなど 新型コロナウイルスに うつる可能性が 高いことは しないでください。

(国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い)

- 病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことは しないでください。
- 熱がある人は、会社や 学校などへ 行かないでください。

2 イベントなどをしないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
【国の法律（特措法第24条第9項）】

いべんと するひと や 建物や 店を 管理する人は 以下の 内容を 守ってください。

にんずう じょうげん にん い か
【人数の上限】 5,000人以下

【収容率】 収容定員の50%以下 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

しゅうようていいん き ばあい ひと ひと きより
収容定員が決められていない場合は人と人との距離（1m）を
じゅうぶん
十分に ってください

みせ あ じかん じ
【店などを開けてもよい時間】 21時まで

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ

飲食店<=飲んだり 食べたり する店>へのお願い（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

対象となる 店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
飲食店など	<p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません）</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックス※などで食品衛生法の許可がある店</p> <p>【カラオケ】カラオケができる店（食品衛生法の許可がない店を含む）</p>	<p>お酒を出したり（お店を利用する人がお酒などを店へ持ってくることもしないでください。）またはカラオケのある時</p>
		<p>店や建物を開ける時間を短くしてください。（午前5時～午後8時）</p>

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を お願いしません。ただし 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内することや お酒を出すこと カラオケは やめてください。

【店や建物を開けるために お願いすること】

（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

- ・働いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください
- ・店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などがある人は 店や建物に 入ることが できないようにする。
- ・手や指の 消毒が できるようにしたり 店や建物の 消毒をする
- ・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる

- ・ ただ正しい理由りゆうがないのに ますくマスクを つつけていない人は ひと入ることが はいできないようにする
- ・ へ部屋や たても建物の なか中の くうき空気を い入れ換える
- ・ あくりるばんアクリル板を お置いたり ひと人と ひと人との あいだ間を ひろ広くして ひまつかんせん飛沫感染 かいわ< =会話や せき咳や くしゃみくしゃみを するすると くち口から こま細かい つばやつばや はなみず鼻水などが と飛びます。これを ひまつ飛沫と い言います。 うウイルスの はい入った ひまつ飛沫が め目・ はな鼻・ のど喉から はい入って かんせん感染することが ひまつかんせん飛沫感染です。 >を ふせ防ぐ
(くに国の法律 (特措法24条第9項) に あ合わせたもの)
- ・ はかCO2を きかい測る お機械を お置いたり ぎょうしゅべつが業種別ガイドライン い< =仕事の種類によって き決められている るルール >を まもしっかり守る
(くに国の法律 (特措法) 以外での ねがお願い)
- ・ びょうき病気を ひろ広げない と取り組みを くしていることを みせお店の ほホームページなどを つか使って みなさんみなさんに し知らせて くださいください。

飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(1) 閉めることを お願いする 店や 建物 (床の面積が 1,000 m²より 広い 店や 建物)

対象となる 店や 建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容	
		1,000 m ² より 広い	1,000 m ² まで
① 商業施設	大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・スーパーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を開ける時間を短くします (平日は5時から20時まで) ・(国の法律以外でのお願い) ・お店を開ける時間を19時までにします ・土日はお店を閉めること (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い) ・お店を開ける時間を短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません) ・店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内します
② 運動・遊戯施設 <=スポーツや遊ぶところ>	体育館・スケート場・水泳場・屋内テニスコート・柔道や剣道をするところ ボウリング場・スポーツジム・ホットヨガ・ヨガスタジオ・マージャン店・パチンコ店・ゲームセンターなど		
③ 遊興施設<=遊ぶところ>	個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬のチケット売り場など		
④ サービスを提供する店 (生活に必要なサービスは含みません)	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・リラクゼーションなど		

※ 病気を 広げないように してください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください)

くに ほうりつ とくそほう いがい ねが
(国の法律(特措法)以外でのお願い)

※ 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが できないようにする。

※ 病気を 広げない 取り組みを していることを お店のホームページなどを 使って みなさんに 知らせて ください。

いんしょくてん の た 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(2) イベントと同じ内容の お願いをする店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

対象となる 店や建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 劇場・映画館など	劇場・観覧場・演芸場・映画館・ プラネタリウム・ライブハウス など	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは 5,000人まで 収容率 * 50%の どちらも 守ること ・収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
② 集会・展示施設※	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ 文化会館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を 開ける 時間を 21時までに します
③ ホテル・旅館※	ホテル・旅館 (人の 集まる 場合に対 てです。泊まる部屋は 制限しません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、イベントをする 以外の 時は お店を 開ける 時間を 20時までに します ・(国の法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること (オンライン配信の場合は、店を開ける時間を 短くする 必要は ありません)
④ 運動施設・遊技施設	野球場・ゴルフ場・陸上競技場・屋外 テニス場・ゴルフ練習場・バドミントン 練習場・テーマパーク・遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に 入ることが できる人数は 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること
⑤ 博物館 など	博物館、美術館 など	<ul style="list-style-type: none"> 1000㎡以上：お店を 開ける 時間を 20時までに します 1000㎡以下：お店を 開ける 時間を 20時までに します ・(国の法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること (オンライン配信の場合は、店を開ける時間を 短くする 必要は ありません) ・イベントをする 時は お店を 開ける 時間を 21時までに すること

<p>⑥ 結婚式場</p>	<p>結婚式場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お酒を出したりカラオケをやめてください。(国の法律(特措法第45条第2項)) ・ 開けている時間を短くしてください。(午前5時～午後8時) (国の法律(特措法第45条第2項)) ・ 1時間30分までで終わってください ・ 参加できる人数は50人までか建物に入れる人数の割合は50%まででしてください
<p>⑦ 葬祭場</p>	<p>葬祭場</p>	<ul style="list-style-type: none"> (国の法律以外でのお願い) ・ お酒などをださないでください

※ 病気を広げないようにしてください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって決められているルール>をしっかりとってください)

(国の法律(特措法)以外でのお願い)

※ 店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内し熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにする。

※ 病気を広げない取り組みをしていることをお店のホームページなどを使ってみなさんに知らせてください。

いんしょくてん の た 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(3) その他

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容
①社会福祉施設など	ほいくしょ かいごろうじんふくしせつ 保育所・介護老人福祉施設など	おんらいん つか オンラインを 使って ください
②学校・大学・学習塾など	ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・ だいがく せんしゅうがっこう かくしゅがっこう きょういく おこな 大学・専修学校・各種学校などの 教育を 行うところ・ じどうしゃきょうしゅうじょ がくしゅうじゅく 自動車教習所・学習塾など	くらぶ かつどう ・クラブ活動を やめてください。 おんらいん つか ・オンラインを 使って ください。 がっこう きょういく ・学校での 教育を するために しっかりと かんせん ふせ べつし き 感染を 防ぐ。別紙1に 気をつける。
③図書館	としょかん 図書館	くに ほうりつ いがい ねが (国の法律 以外での お願い) き ひと 来た人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。
④物を 売っている店	すーぱー こんびに がそりんすたんど など スーパー コンビニ ガソリンスタンド など	しっかりと かんせん ふせ しっかりと 感染を 防ぐ。
⑤サービスを 提供している 店 (生活に必要なサービスを している店)	せいかつ ひつよう さーびす 生活に必要なサービスを している店 (理容室<=美容院な ど 髪の毛を 切るところ>・せんとう ふるや かしいしょうや ふどう さんや しちや じゅうい くりーにんぐ かんこんそうさい しより 産屋・質屋・獣医・クリーニング・冠婚葬祭・ごみ処理 かんけい 関係など)	き ひと ・来た人が ひとつの 場所に集まらない ように する。 さけ だ からおけ ・お酒を 出さない。カラオケを やめる。

※ びょうき ひろ ぎょうしゅべつが いどらいん しごと しゆるい き るーる まも
病気を 広げないように してください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください)

【きょうとふ 京都府の とく 取り組み】

きょうとふ 京都府の たてももの 建物や こうえん 公園などで だれ 誰でも い 行くことの できる できる ところは し 閉めます。たてももの 建物などの
なまえ 名前は べっし 別紙2に おな あります。おな (同じ場所にある ちゆうしゃじょう 駐車場も し 閉めます。)

ただし ひら 開くことが みと 認められている たてももの 建物は し 閉めません。

4 仕事へ行くことなど

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

しごと てれわーく いんたーねっと つか いえ しごと
・仕事はできるだけテレワーク<=インターネットを使って家などで仕事をすること>をしてください。

やす と かいしゃ い しごと ひと かず へ もくひょう
できるだけ休みを取って「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。

しごと いがい ごご じ しごと
・どうしてもしないといけない仕事以外は午後8時からは仕事をしないでください。

かいしゃ い しごと かいしゃ き ひ じかん じてんしゃ い
・会社へ行って仕事をするときでも会社が決めた日・時間・自転車などで行くようにしてしっかりと会社で病気が広がらないようにしてください。

かいしゃ びょうき ひろ へや くうき い か しごと がいしゅつ
・会社で病気が広がらないようにしてください。(部屋の空気を入れ換えること。仕事で外出することを減らすためにテレビ会議を利用すること。働く人が寮などのたくさんの人数で生活するばしょ びょうき ひろ みつ みつ へや まど どあ し
場所で病気が広がらないようにすること。)
「三つの密」(<=部屋の窓やドアが閉まっています。た

くさんの人が1つの場所にいます。人と近くで話します。) や 病気になる可能性が高い「*5つのとき」等をしないように行動してください。

・会社の中で、仕事をする部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を着替える部屋などでも 病気が広がらないように気をつけてください。

・会社や お店などで、業種別ガイドライン< =仕事の種類によって決められているルール>を守ってください。

・会社で働く人の中で 病気がひどくなる可能性のある人や 妊娠している人や 一緒に住む人に そのような人がいる人が 家で仕事をしたり 仕事に行く 時間をずらしたりしたい と言ったら できるだけ そのお願いを聞いてください。

*5つのとき

あたら ころ なう いる す びょうき 新しい コロナウイルスの 病気に なりやすい「5つのとき」

場面① お酒を 飲みながら 話をしたり ご飯を 食べたり するとき

- お酒を 飲むと 病気に ならないように 気をつけ ることが できなくなったり 大きな声で 話したり しやすいです。
- 狭くて 外の 空気が 入らない 場所に 長い時間 いたり たくさんの 人と 一緒に いたり すると 病気に なりやすいです。
- また 他の 人と 同じ グラスで 飲み物を 飲んだり 他の 人と 同じ 箸を 使っ たり することでも 病気に なりやすいです。



場面② たくさんの 人が 集まったり 長い 時間になっ たりして 飲んだり 食べたり するとき

他の 人と 食事を するときは 次の ことに 気をつけて ください。

- 少ない 人数で 食事を してください。
- 短い 時間で 食事を してください。
- 多い 人数で 飲んだり 食べたり すると 話すと きに 大きな声に なったり つばが 飛んだり する ことで 病気に なりやすいです。
- お酒を 飲むとき 行く お店は 1日に ひとつ だけ に してください。



場面③ マスクを つけ ないで 話を するとき

- マスクを つけ ないで 他の 人と 近くで 話を し たり 飲んだり すると つばが 飛ぶこと で 病気に なりやすいです。
- 他の 人と 一緒に 車や バスに 乗るときも マスクを つけて ください。



場面④ 狭い ところで 他の 人と 一緒に 住んで いるとき

- 狭い ところで 長い時間 一緒に いると 病気に なりやすいです。
- 寮<← 同じ 学校に 行っている 人や 同じ 会社 で 仕事を している 人が 一緒に 住む ところ>の 部屋や トイレなど みんなで 使う ところ に いるときは 病気に なりやすいので 気をつ けて ください。



場面⑤ ある ところから 他の ところ に 行ったとき

- 仕事の 間の 休憩<← 少しい 間 休むこと>の 時間にな ったときに 仕事を している ところから 他の ところ に 行く と 病気に なりやすいです。
- 休憩室<← 少しい 間 休む 部屋>喫煙所<← たばこ を 吸う ところ>更衣室<← 服を 着替える ところ >などに 行くときは 気をつ けて ください。



5 電車やバスなどへのお願い

(国の法律(特措法 以外の お願い))

・地下鉄やバスなどの会社を している人は (1)～(3)に 協力してください。

(1) 一日で 最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

(2) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まる ところ>で 検温<=熱を 測ること>を すること

・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して ください。
(安全の ための ライトは 含みません)

IV 開^あけている 時間^{じかん}を 短^{みじか}くする ことなどへの 応^{おうえん}援

国^{くに}の法律^{ほうりつ}（特^{とく}措^そ法^{ほう}）に 合^あわせて 建^た物^{たもの}や 店^{みせ}を 閉^しめること^あや 開^あけている時間^{じかん}を 短^{みじか}く した^あときは 応^{おうえん}援^{えん}します。

（参考^{さんこう}） 緊^{きん}急^{きゅう}事^じ態^{たい}の 取^とり組^くみに ついて

京^{きょう}都^と府^ふに 住^すむ人^{ひと}や 会^{かい}社^{しゃ}や 店^{みせ}を して^あいる 人^{ひと}から^あの 問^と合^あせ

【問^と合^あせ先^{せん}】 京^{きょう}都^と府^ふ 新^{しん}型^がコ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^す ガ^がイ^いド^どラ^らイ^いン^んト^とウ^う コ^こー^ール^るセ^せン^んタ^たー

【電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}】 075-414-5907 日^に本^{ほん}語^ごだ^だけ

【時^じ間^{かん}】 月^げ曜^つ日^び～金^{きん}曜^{よう}日^び 午^ご前^{ぜん}9^じ時^じ～午^ご後^ご5^じ時^じ

（5^{がつ}月^{げつ}の 8^{にち}日^{じつ}（土^ど曜^{よう}日^び）と 9^{にち}日^{じつ}（日^{にち}曜^{よう}日^び）は 開^あいて^いま^ます。）

大学・高等学校・中学校などへのお願い

大学などへのお願い

(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

- 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生の数を50%以下にしてください。
- 大学ガイドラインをしっかりと守ってください。大学はガイドラインを守ることができる課外(クラブ・サークル)活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは病気を広げない取り組みをいっているかどうかルールをよく確認して行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- 京都府と国は大学で新型コロナウイルスモニタリング検査などをします。協力してください。
- 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。(「きょうとマナー」を守ること)
- 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
- 学生が次の行動をしないようにしてください。
 - 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からはレストランなどに行かないでください。
 - クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
 - たくさんの人数で行動したり友達の家泊ったり集まらないこと。
- 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう
中学校・高等学校などへの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないように 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- ・ 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - 2 学校の中だけで 活動すること。
 - 3 活動時間は 2時間以内
 - 4 泊まらないこと。
- ・ 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加してください。

別紙2

府民(ふみん)のみなさまが利用(りよう)する府(ふ)の施設(しせつ)

施設(しせつ)の名前(なまえ)	ところ
京都府庁(きょうとふちょう) 旧本館(きゅうほんかん)	京都市(きょうとし)
京都府庁(きょうとふちょう) NPO(えぬぴーおー)パートナーシップセンター(ぱーとなーしっぷせんたー)	京都市(きょうとし)
京都府(きょうとふ)外国人住民総合相談窓口(がいこくじんじゅんみんそうごうそうだんまどぐち)	京都市(きょうとし)
京(きょう)てらす(京都府庁(きょうとふちょう)第2号館(だいにごうかん)屋上緑化施設(おくじょうりょっかしせつ)及(およ)び太陽光発電施設(たいようこうはつでんしせつ))	京都市(きょうとし)
府立図書館(ふりつとしょかん)	京都市(きょうとし)
府立植物園(ふりつしよくぶつえん)	京都市(きょうとし)
鴨川公園(かもがわこうえん)	京都市(きょうとし)
嵐山東公園(あらしやまひがしこうえん)	京都市(きょうとし)
伏見港公園(ふしみこうこうえん)	京都市(きょうとし)
羽束師運動広場(はずかしうんどうこうえん)	京都市(きょうとし)
久我西多目的広場(こがにしのもくてきひろば)	京都市(きょうとし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
桂川運動公園(かつらがわうんどうこうえん)	京都市(きょうとし)
府立体育館(ふりつたいいくかん)	京都市(きょうとし)
京都(きょうと)テルサ(てるさ)	京都市(きょうとし)
京都(きょうと)パルスプラザ(ぱるすぷらざ)	京都市(きょうとし)
京都経済(きょうとけいざい)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
京(きょう)の食文化(しょくぶんか)ミュージアム(みゅーじあむ)・あじわい館(かん)	京都市(きょうとし)
京都学(きょうとがく)・歴彩館(れきさいかん)	京都市(きょうとし)
堂本印象美術館(どうもといんしょうびじゅつかん)	京都市(きょうとし)
京都文化博物館(きょうとぶんかはくぶつかん)	京都市(きょうとし)
陶板名画(とうばんめいが)の庭(にわ)	京都市(きょうとし)
文化芸術会館(ぶんかげいじゅつかいかん)	京都市(きょうとし)
府民ホール(ふみんほーる)(アルティ(あるてい))	京都市(きょうとし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
art space co-jin(アールスペース・コージン(あーとすぺーす・こーじん))	京都市(きょうとし)
京都府立(きょうとふりつ)総合社会福祉会館(そうごうしゃかいふくしかいかん)(ハートピア(はーとぴあ)京都(きょうと))	京都市(きょうとし)
視力障害者福祉(しりょくしょうがいしゃふくし)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
ぶらり嵐山(あらしやま)	京都市(きょうとし)
ハートプラザ(はーとぷらざ)KYOTO三条(さんじょう)	京都市(きょうとし)
京都動物愛護(きょうとどうぶつあいご)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
ゼミナールハウス(ぜみなーるはうす)	京都市(きょうとし)
中丹勤労者福祉会館(ちゅうたんきんろうしゃふくしかいかん)	福知山市(ふくちやまし)
京都舞鶴港(きょうとまいづるこう)うみとびら	舞鶴市(まいづるし)
中丹文化会館(ちゅうたんぶんかかいかん)	綾部市(あやべし)
山城総合運動公園(やましろうそうごううんどうこうえん)	宇治市(うじし)
城南勤労者福祉会館(じょうなんきんろうしゃふくしかいかん)	宇治市(うじし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
京都府立(きょうとふりつ) 青少年海洋センター(せいしょうねんかいようせんたー)	宮津市(みやづし)
府立(ふりつ) 丹後郷土資料館(たんごきょうどしりょうかん)	宮津市(みやづし)
府立(ふりつ) 丹後(たんご)海(うみ)と星(ほし)の見(み)える丘(おか)公園(こうえん)	宮津市(みやづし)
サンガスタジアム(さんがすたじあむ) by KYOCERA	亀岡市(かめおかし)
サンアビリティーズ(さんあびりていーず) 城陽(じょうよう) (京都府立(きょうとふりつ) 心身障害者福祉(しんしんしょうがいしゃふくし) センター(せんたー) 体育館(たいいくかん))	城陽市(じょうようし)
木津川運動公園(きづがわうんどうこうえん)	城陽市(じょうようし)
木津川河川敷運動広場(きづがわかせんじきうんどうひろば)	京都市(きょうとし)
洛西浄化(らくさいじょうか) センター(せんたー) 公園(こうえん)	長岡京市 (ながおかきょうし)
長岡京記念文化会館(ながおかきょうきねんぶんかかいかん)	長岡京市 (ながおかきょうし)
丹後王国(たんごおうこく)「食(しょく)のみやこ」	京丹後市 (きょうたんごし)
丹後文化会館(たんごぶんかかいかん)	京丹後市 (きょうたんごし)
丹後勤労者福祉会館(たんごきんろうしゃふくしかいかん)	京丹後市 (きょうたんごし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
STIHL(スチール)の森(もり)京都(きょうと)(府民(ふみん)の森(もり))	南丹市(なんたんし)
府立(ふりつ)るり溪(けい)少年自然(しょうねんしぜん)の家(いえ)	南丹市(なんたんし)
京都丹波高原(きょうとたんばこうげん)国定公園(こくていこうえん)ビジターセンター(びじたーせんたー)	南丹市(なんたんし)
口丹波勤労者福祉会館(くちたんばきんろうしゃふくしかいかん)	南丹市(なんたんし)
府立(ふりつ)山城郷土資料館(やましろきょうどしりょうかん)	木津川市(きづがわし)
府民(ふみん)スポーツ(すぽーつ)広場(ひろば)	久御山町 (くみやまちょう)
山城勤労者福祉会館(やましろきんろうしゃふくしかいかん)	井手町(いでちょう)
けいはんなホール(ほーる)	精華町(せいかちょう)
けいはんな記念公園(きねんこうえん)	精華町(せいかちょう)
丹波自然運動公園(たんばしぜんうんどうこうえん)	京丹波町 (きょうたんばちょう)